平成２７年（フ）第５４２号
北九州市小倉北区砂津１丁目２番21―302号
債務者　田中　恵理
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５３号
北九州市八幡西区田町２丁目８番２号
債務者　西田　奈央
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字石川字春仕内66番地７
債務者　工藤　孝幸
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４５９号
神奈川県小田原市扇町１丁目28番30号
債務者　清水　　均
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７５号
山口県下松市潮音町３丁目５番12号
債務者　長谷こずえ
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４５０号
千葉県松戸市五香西１丁目29番地の16
債務者　田中　　直
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目12番60―105号
債務者　藤本　大介
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８４号
千葉県柏市南増尾３丁目６番15号　グランドソレイユ102号
債務者　中山　和昇
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０２号
千葉県我孫子市寿２丁目２番15号
債務者　落合　京子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２４号
千葉県柏市西柏台２丁目10番16号　パスティーナ201号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８４号
山口県防府市大字田島700番地の７
債務者　木多　大悟
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目15番地３　内谷タウンＡ棟203号
債務者　栗原　洋子（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０４号
北海道小樽市天神２丁目１番２号、前住所札幌市北区新川４条８丁目９番21号
債務者　橋場　昌子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市双葉町３丁目６番３号　アルカンシエル202号
債務者　宮本あすか（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５７９号
仙台市若林区連坊２丁目１番65―302号
債務者　上野　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目10番14号　泉ヶ丘ハイツＡ―202
債務者　大場　アキ（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
仙台市宮城野区原町２丁目５番39号
債務者　小沼　芳男
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係